

# 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針（案）の概要

## I 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の意義

我が国の領海等の保全を図る上で、  
有人国境離島地域の保全と地域社会の維持が極めて重要

◆有人国境離島地域は、日本国民が居住していることにより、漁業、海洋における各種調査、領海警備、低潮線保全区域の監視等の領海等の保全等に関する活動の拠点として重要な機能を有している。

◆本土から遠隔の地に位置し、かつ人口が著しく減少している**特定有人国境離島地域**は、将来無人化のおそれがあり、一度無人化すると、活動の拠点としての機能を維持することは著しく困難となる。

## II 有人国境離島地域の保全

### 有人国境離島地域の特定（別表）

※特定有人国境離島地域は法（別表）において特定



### 保全に関する施策の基本的な事項

#### ① 国の行政機関の施設の設置

- ・戦略的海上保安体制構築、自衛隊部隊の増強等
- ・国の研究開発、自然環境保全等の機関の存在、その職員の手は地域社会の維持に寄与

自衛隊与那国駐屯地（H28年3月開設）  
→島民交流等を通じ地域社会にも寄与



水産庁 西海区水産研究所  
→地元の漁獲量の増大に寄与



#### ② 国による土地の買取り等

- ・国の行政機関の施設の設置等に必要な土地の買取り等
- ・土地所有の状況把握

#### ③ 港湾等の整備

- ・活動拠点としての機能を維持する上で重要な港湾、漁港、空港及び道路の整備

#### ④ 外国船舶による不法入国等の違法行為の防止

- ・戦略的海上保安体制構築  
規制能力強化型巡視船（PS型）



- ・自衛隊の装備品の能力向上等
- ・漁業者と協力し外国漁船の違法操業への監視等

#### ⑤ 広域の見地からの連携

- ・災害等を想定し、本土も含めた関係機関が連携した訓練の実施

### 保全の方向

○有人国境離島地域が有する**活動拠点としての機能を継続的に維持すること**を基本目標とし、国は、地方公共団体とも連携し、保全に関する施策に必要な措置を講ずるよう努める。

#### <有人国境離島の活動拠点機能>

本土から遠隔の地に  
・国の機関の存在や  
・燃料や水の補給等の支援があるからこそ活動が可能



国益上重要な  
領海・EEZ内における様々な活動

漁業 領海警備

海洋資源調査 離島の航空測量

低潮線保全区域の監視

### Ⅲ 特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持

#### 地域社会の維持の方向

2027年に向け、「**特定有人国境離島地域における人口の社会増**」を基本目標として、これを実現するため、**ヒトが交流し、それによってモノ・カネが対流し、島内経済が拡大する地域社会**を目指す。

○「交流・対流・循環」を生み出すための施策の方向性

- ①人の往来・物の移動に係る条件不利性の緩和
- ②交流促進のためのきっかけづくり
- ③島の魅力の再発見と島での人づくりの推進

○国、地方公共団体の役割

市町村 官民一体で取組みを实践、都道府県 市町村を支援、地域商社等の实践、国 財政的支援、地域間連携の促進

○離島振興関連施策との整合性の確保、地方創生関連施策との一体的推進



#### 地域社会の維持に関する施策の基本的な事項

1 航路・航空路運賃の低廉化 → ・住民運賃の低廉化

2 物資の費用の負担の軽減 → ・ガソリン流通コストへの支援を継続  
・農水産品等の出荷等に係る輸送コストの低廉化

3 雇用機会の拡充

○農林水産業の再生

目標: 農林水産物の生産額について現在の水準を維持

- ・輸送コスト低廉化、地域商社設立による、農水産品等のブランド化、販路拡大
- ・冷凍・乾燥・活魚輸送等による付加価値向上
- ・新規就業者対策など担い手確保・育成対策



五島うどん(五島列島)



利尻昆布(利尻・礼文)

○創業・事業拡大等の促進

目標: 開業率(3.8%)を全国並み(4.6%)へ引き上げ

- ・民間事業者等の創業・事業拡大の支援
- ・漁業集落が進める雇用創出(漁業又は海業)に係る取組を支援
- ・人材活用策など地域ぐるみでの戦略づくりと戦略推進
- ・職業訓練機会の確保



海藻加工の作業風景(隠岐諸島)

○滞在型観光の促進

目標: 年間延宿泊者数を90万人泊増やす

- ・「もう一泊」したいと旅行者に思わせる、島ならではの食や体験など着地型観光の充実、旅行商品等の企画、販売促進
- ・外国人旅行者への情報発信、受け入れ体制の整備
- ・日本版DMOの設立・運営



御岳からの風景(吐噶喇列島)

4 安定的な漁業経営の確保

- ・漁業者等が行う外国漁船の調査・監視、安心して活動できる海域の確保等の取組への支援

#### 都道府県計画の策定及び推進

- ・重要業績評価指標(KPI)及び数値に基づく成果目標を定め、PDCAサイクルを実施



## 目的

この法律は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的とする。

## 定義

### 有人国境離島地域

- 1 自然的・経済的・社会的観点から一体をなすと認められる二以上の離島で構成される地域（当該離島のうちに領海基線を有する離島があるものに限る。）内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域
- 2 1のほか、領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住するものの地域

### 特定有人国境離島地域

有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるもの（特定有人国境離島地域名、特定有人国境離島地域を構成する離島等を別表に明記）

## 国の責務

国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 基本方針・計画

- 内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 特定有人国境離島地域をその区域に含む都道府県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画を定めるよう努めるものとする。

## 有人国境離島地域に係る施策

### <保全>

- 一 国は、国の行政機関の施設の設置に努める。
- 二 国は、土地の買取り等に努める。
- 三 国及び地方公共団体は、港湾等の整備に努める。
- 四 国及び地方公共団体は、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止に努める。
- 五 国及び地方公共団体は、広域の見地からの連携が図られるよう配慮する。

### <その他>

- 啓発活動

## 特定有人国境離島地域に係る施策

保全に関する施策に加え、国及び地方公共団体は、以下に掲げる事項について適切な配慮をする。

### <地域社会の維持>

- 一 国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化（特別の配慮）
  - 二 国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化（特別の配慮）
  - 三 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減
  - 四 雇用機会の拡充等
  - 五 安定的な漁業経営の確保等
- ※ 必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

## その他（施行期日）

- ・ この法律は、一部を除き、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。また、平成 39 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- ・ 内閣府設置法の一部改正（本法案に係る事務の所管）等